

科目コード A&F022328

科目名	税法Ⅱ Tax Law Ⅱ		選択	2単位
学期・曜日・時限	秋・月・3限	秋・月・6限	-	-
担当教員名	水谷 年宏	e-mail		
講義形式	ハイフレックス（教員は講義室から講義を実施） ※対面履修生は全回講義室から参加			

<講義の概要と目的>

企業立ち上げや事業再編を含む広い意味での経済活動等は複雑化・多様化している中、事業創造実践家がすべての経済活動等の課題等について詳細に検討することは難しいが、複雑・多様化した経済活動等の税務上の取扱いは事業創造の中で重要な要素の一つである。したがって、事業創造実践家が複雑・多様化した経済活動等の税務上の取扱いについて検討することは必要であるが、職業専門家たる税理士もそのような検討チームに参加し、自らの専門的知識の下、積極的に議論に入り、事業創造に貢献する人材である。

本授業の一つ目の目的は、事業創造に不可欠な税理士等にとって必要な税法の中で、所得税法及び法人税法の重要事項を踏まえた実践的な取扱いにつき、結果を理解するだけでなく、その結果に至った思考過程・判断の視点を身に付けることである。

また、複雑・多様化した経済活動等の税務上の取扱いは、納税者と課税当局との間で税務争訟になることもある。税務争訟の中で発展してきた税法学は、従来の公法分野における行政行為にとどまらず、さらに、会計主体を前提するものでもなく、課税要件適用にあたり、民法等の概念を借用するなどしつつ、どのような事実関係が当該課税要件に該当するかが重要である。

本授業の二つ目の目的は、そのような意味から、所得税法及び法人税法をベースとして、判例・裁判例で示された事実関係を踏まえ、条文の解釈適用・あてはめ部分を読み、裁判所が争点につき、実際の具体的事実に即してどのように法の解釈・適用しているかを理解・検討し、裁判所の思考過程・判断の視点を踏まえつつ、自らの論理構成力を身に付けることである。

本授業の三つ目の目的は、指定した判例・裁判例について、各裁判所の判断が異なる場合があるところ、各裁判所が法の適用・解釈・具体的な事実認定・評価について、どのような点が異なっているかを理解・検討し、各裁判所の思考過程・判断の視点を踏まえつつ、自らの論理構成力を身に付けることである。

<到達目標>

1 指定した判例・裁判例について、判例百選・ケースブック（後述参照）を参考としつつ、実際の判決文を読み込みながら、裁判所が納税者と課税当局の対立点である争点につき、実際の具体的事実に即してどのように法の解釈・適用しているかを理解・検討し、検討の思考過程・判断につき論理的に説明できるようになる。

2 日本の司法制度は三審制を採用しており、各裁判所の判断が異なる場合があるところ、指定した判例・裁判例について、各裁判所が法の適用・解釈・具体的な事実認定・評価について、どのような点が異なっているかを理解・検討し、検討の思考過程・判断につき論理的に説明できるようになる。

3 指定した判例・裁判例の理解・検討を通じ、履修生の実務的能力と感覚を養い、税務争訟になりうるような経済活動等の税務上の取扱いを論理的に指摘できるようになる。

<アクティブ・ラーニング要素>

事前に履修者へプレゼンテーションの担当を割り当て、判例・裁判例の紹介と検討を行ってもらおう。プレゼンテーションのあと、引き続き、担当教員と他の履修者からの質疑・意見に応じてもらう。

#### <講義計画>

講義計画は以下の通り。ただし講義の進行状況によっては、講義計画を若干変更する場合がある。

#### 1 回目： ガイダンス

・要点：シラバスに基づき授業の概要・全体像等を確認する。

#### 2 回目： 判例研究-所得税法(1)

・要点：一時所得と給与所得の区分について、最高裁平成 17 年 1 月 25 日判決（判例百選 39）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた判断基準等を理解・検討する。

#### 3 回目： 判例研究-所得税法(2)

・要点：給与所得と退職所得の区分について、10 年退職金事件判決（判例百選 40）・5 年退職金事件判決（最高裁昭和 58 年 9 月 9 日判決）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた判断基準等を理解・検討する。

#### 4 回目： 判例研究-所得税法(3)

・要点：不動産所得と譲渡所得の区分について、東京高裁平成 21 年 5 月 20 日判決（判例百選 37）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた判断基準等を理解・検討する。

#### 5 回目： 判例研究-所得税法(4)

・要点：利子所得の意義（利子所得と雑所得の区分）について、東京高裁平成 18 年 8 月 17 日判決（判例百選 36）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた判断基準等を理解・検討する。

#### 6 回目： 判例研究-所得税法(5)

・要点：不法所得は所得となりうるのかという点について、利息制限法違反利息事件判決（判例百選 33）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた判断基準等を理解・検討する。

#### 7 回目： 判例研究-所得税法(6)

・要点：譲渡所得の意義に関し負担付贈与は譲渡所得となりうるのかという点について、最高裁昭和 63 年 7 月 19 日判決（判例百選 44）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた結論等を理解・検討する。

#### 8 回目： 判例研究-所得税法(7)

・要点：譲渡所得の取得費の範囲について、ゴルフ会員権贈与事件判決（判例百選 47）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた結論等を理解・検討する。

#### 9 回目： 判例研究-法人税法(1)

・要点：収益事業の意義について、ペット葬祭業事件判決（判例百選 51）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた判断基準等を理解・検討する。

#### 10 回目： 判例研究-法人税法(2)

・要点：一般的感覚と異なり、法人が行った無利息融資が法人税法上の益金の額に算入されることとなっているところ、清水惣事件判決（判例百選 53）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた結論等を理解・検討する。

#### 11 回目： 判例研究-法人税法(3)

・要点：脱税工作のための支出が損金の額に算入されるかという点について、株式会社 SVC 事件判決（判例百選 55）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた結論等を理解・検討する。

## 12 回目：判例研究-法人税法(4)

・要点：減価償却資産の判定単位によっては法人税の額に大きな影響を与えるところ、NTT ドコモ事件判決（判例百選 57）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた判断基準等を理解・検討する。

## 13 回目：判例研究-法人税法(5)

・要点：法人税法における寄付金の意義について、F1 オートレース事件判決（判例百選 61）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた結論等を理解・検討する。

## 14 回目：判例研究-法人税法(6)

・要点：交際費の意義について、萬有製薬事件判決（判例百選 62）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた判断基準等を理解・検討する。

## 15 回目：判例研究-法人税法(7)

・要点：前期損益修正と公正処理基準について、クラヴィス事件判決（判例百選 66）を利用して裁判所の判断の思考過程及びその思考過程から導かれた結論等を理解・検討する。

### <講義の進め方>

<アクティブ・ラーニング要素>に記したように、事前に履修者へプレゼン担当を割り当て、判例・裁判例の紹介と検討を行ってもらうため、3名程度のグループに分ける。3名のグループの場合、事前に3名の役割分担（例えば、①事実の概要と論点抽出担当、②判旨整理ととりまとめ担当、③先行研究と評価担当）も決めておく。事前にプレゼン資料を提出。

プレゼン担当のグループに属さない他の履修者は、事前に、指定した判例・裁判例を読み、当該判例・裁判例の思考過程等について質問・意見書（A4用紙1枚程度）を提出。

検討すべき質問については、授業の中で時間を設けて、プレゼン担当グループ・それ以外のグループ内で議論してもらった後で発表してもらうことも想定。

詳細は第1回のガイダンスにて説明。

### <事前事後学習内容>

税法の応用授業ということで、「税法Ⅰ」よりも能動的な履修態度が必要である。プレゼン担当グループは事前のグループ内の検討を踏まえプレゼン資料を作成し、プレゼンをすることとなるが、それ以外のグループに所属する履修者も、対象となっている判例・裁判例を十分に読み込んで、事前に質問・意見書を提出することとしている。また、授業内でも各グループ内で検討し、発表してもらうことにも留意してもらいたい。

具体的には、予習として、プレゼン担当グループは、指定した判例・裁判例の判決文について、判例百選・ケースブックの関連箇所及び当該判例等の評釈・先行研究を参考にしつつ、プレゼン資料を作成し、プレゼンをすることとなる。また、それ以外のグループに所属する履修者も、判例百選・ケースブックの関連箇所及び当該判例等の評釈等を読み込んで、質問・意見書を提出するとともに、授業内のディスカッションが円滑に進むよう対応してもらいたい。復習として、全ての履修生は、授業内容を再確認しながら、判例百選・ケースブックの関連箇所及び当該判例等の評釈・先行研究を参考にしつつ、自ら、指定した判例・裁判例の判決文について、再確認してほしい。

### <予習・復習時間>

各回の予習・復習には計約4時間。

### <教科書及び教材>

中里実ほか『租税判例百選 [第7版]』(有斐閣、2021)

中里実、増井良啓ほか『租税法判例六法 [第7版]』(有斐閣、2025)

TKC ローライブラリーからダウンロード又は印刷した指定した判例・裁判例の判決文(授業内でオンラインで見ることは禁止)

予習教材として、金子宏ほか編著『ケースブック租税法[第6版]』(弘文堂、2023)。

### <参考書>

主な参考書は以下のとおり。なお、ガイダンスでは当該参考書を含め推薦すべき参考書も紹介。

#### 【所得税法を調べたい場合】

佐藤英明『スタンダード所得税法 [第4版]』(弘文堂、2024)

注解所得税法研究会編『注解所得税法[6訂版]』(大蔵財務協会、2019)

鈴木憲太郎ほか『所得税法基本通達逐条解説[令和8年版]』(大蔵財務協会、2026)

澁圭吾『租税法講義』(有斐閣、2024)

#### 【法人税法を調べたい場合】

渡辺徹也『スタンダード法人税法[第3版]』(弘文堂、2023)

松尾公二編著『法人税法基本通達逐条解説[第11訂版]』(税務研究会、2023)

澁圭吾『租税法講義』(有斐閣、2024)

### <成績評価方法>

以下の三点を合計の上、60%以上の得点を単位取得の要件とする。

#### 1. プレゼンテーション : 30%

プレゼン資料、プレゼンそのものの完成度、質疑に対する応接状況を評価の対象とする。

#### 2. 質問・意見書 : 21%

#### 3. 期末レポート : 35%

#### 4. 発言等、授業への貢献度 : 14%

※ 期末試験は行わない。

※※ 欠席6回以上は成績評価しない。

※※※ 詳細はガイダンスにて説明。

### <課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法>

プレゼンは、担当教員や他の履修者を交えたディスカッションの対象となり、これがそのまま、履修者に対するフィードバックとなる。

### <履修条件>

開講時点において、春学期開講の「税法Ⅰ」の単位を取得済みであること。

また、「税理士(税法)プログラム[旧:税法演習]」に所属する院生は、「税法Ⅰ」に加えて1年次にこの授業を必ず履修すること。

<ディプロマポリシーとの関連>

アントレプレナーシップ発揮に必要な専門的かつ実践的知識の学修に該当。

<録画映像の視聴> 可

<オフィスアワー>

月曜日 4 限 (メールにて事前調整要)

<その他>

税法に関する基礎知識を有していることを前提とする。このため、春学期開講の「税法Ⅰ」の単位を取得していない院生については、履修を認めない。なお、開講までに、「税法Ⅰ」で学習した内容を十分に復習しておくこと。

法人税法の基礎的事項を有していることを前提する。法人税法について、『スタンダード法人税法 [第3版]』や 淵圭吾『租税法講義』(「参考書」欄参照) で十分学修しておくこと。また、税法を正確に理解するには、同じ公法に属する憲法・行政法や、民法・会社法といった私法に関する知識が必要となる。この点に自信がない履修者は、『有斐閣Sシリーズ』等を用いて、適宜、知識を補っておくこと。